

質問・回答

掲載 令和 6 年 12 月 5 日

質問①

令和 7 年 10 月から料金所再編事業の実施に伴い新しい体制の構築に関わっていただくとありますが、特に令和 7 年度 4 月～9 月の間の人員、その後の人の問題や収受機械やキャッシュレス決済の導入など、日々の運営の中で問題はないのでしょうか？

→回答①

料金所再編により料金徴収業務の体制が変わるのにあたり、実際に料金徴収業務を受託して実施する立場として、業務を実際に実施する中で、現場なりの工夫や気づき、意見などについて教えていただき、道路公社側で適切な運用体制を決めていくお手伝いをお願いしたいということです。そのための人員を出してほしいということではありません。

質問②

徴収員の人数に関して令和 6 年度は 32.52 人に対し、令和 7 年度は 28.71 人と 3.81 人減となっていますが、新体制となる 9 月までもこの人数での徴収員数なのでしょうか？

→回答②

現体制と新体制では、料金所への徴収員の配置人数、配置状況が異なります。質問に挙げてある徴収員数は、あくまで年間の延べ必要人工数であり、実際には現体制の半年と新体制の半年で必要となる人数が異なります。

基本的には、現体制はこれまでどおりですが、新体制となる 10 月以降においては必要人数が減少することとなります。

質問③

事務補助者が令和 7 年度は 3.00 人、令和 8 年度は 1.00 人となっていますが、2.00 人減はなぜでしょうか？

→回答③

現体制の伊豆スカイラインの料金徴収業務は、多区間料金制の入口事前徴収で非常に複雑な内容となっていますが、新体制は単純料金制となるほか、料金収受機を導入して通行券の帳簿処理がなくなるなど、集計その他の事務の大幅な簡素化が図られることから、事務補助者の削減を予定しています。

ただし、運用を行う中でどの程度削減が可能かを判断していく必要もあるため、令和 7 年度は新体制移行後も事務補助者は現体制の人数のままとしています。令和 8 年度の体制については、状況判断の中で変更もあり得るとお考え下さい。

質問④

徴収員が令和 6 年度は 32.52 人、令和 7 年度は 28.71 人、令和 8 年度は 23.69 人となっていますが、減らしているのはなぜでしょうか？

→回答④

料金所再編事業後の新体制は、料金所の数が減少して配置人数が減少することになるほか、単純料金制で料金所の業務も単純になり、集計などの各種事務についても簡素化が図られることもあり、全体的に必要な人員が削減される予定です。

質問⑤

新亀石料金所のレーン数等や規模は現亀石料金所と違いはあるのでしょうか？

→回答⑤

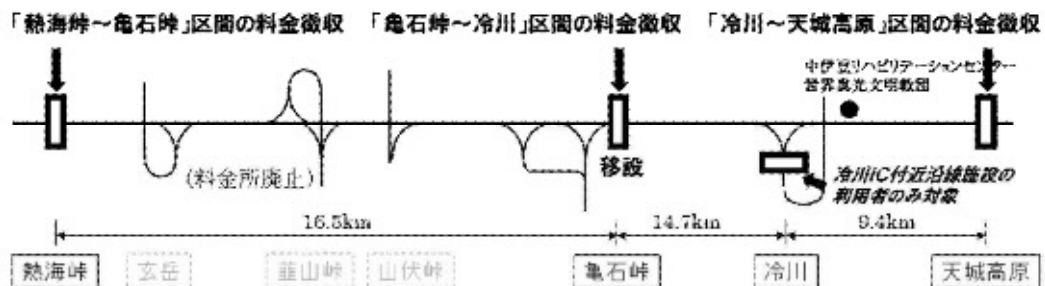
新しい亀石峠料金所はこれから建設されるため詳細はお示しできませんが、本線上の料金所で、上下 2 レーンずつとなります。熱海峠料金所と同程度の料金所とお考え下さい。

以上の質問・回答を踏まえ、令和 7 年 10 月から予定されている伊豆スカイライン料金所再編事業に伴う料金徴収業務の変更点について、現在お示しできる範囲で概要を掲載いたしますので、参考にご確認ください。

<料金所再編事業に伴う料金徴収業務の主な変更点>

(1) 料金所再編と料金体系の簡素化

- 現在の料金徴収体制は7料金所・21料金区間ととても多く、複雑で分かりにくい料金体系となっているほか、入口料金所での事前料金徴収であることから、利用者から改善要望の声もある。
- 料金所再編事業においては、利用者が少ない玄岳、葦山峠及び山伏峠の料金所を廃止、亀石峠料金所を本線上に移設して料金所数を4つに減らし、3区間の単純区間料金に変更して料金体系を簡素化する。



(2) 料金收受機械の導入

- 現在、多区間の複雑な料金体系であり通行券方式で料金徴収業務を実施しているが、料金所再編により単純区間料金制に変更となることから、他の有料道路と同様に、料金收受機械（レジスター等）を導入する。

(3) キャッシュレス決済への対応

- コロナ禍への対応やお客様の利便性向上を目的に、料金支払方法の選択肢を増やすため、キャッシュレス決済サービスの導入を行う。

(4) 人員配置の基本方針

